

「あまみエフエム ディ！ウェイヴ」^{ほうそうげんこう}放送原稿（8月24日（金）放送分）

F Mラジオ ディ！ウェイヴをお聞きの皆様，おはようございます。^{か ごしまけんりつあまみ と}鹿児島県立奄美図書館^{しよかん}です。

今朝は，図書館アラカルトと題しまして，著作権のお話しをします。

2007年にお隣の国でディズニーランドによく似たテーマパークが出現して大騒ぎになったことがありました。ミッキーマウスにそっくりのキャラクターを当局は大きなネコと釈明して国際的に失笑を買いました。

この出来事は，なぜ世界中で大騒ぎになったのでしょうか。それは，特定のキャラクターを無断で使っている疑いがあったからです。

では，無断で使うとなぜいけないのでしょうか。

ある特定の人や団体が作り出したものや，特定の人を考えを形にしたものを，他の人は無断で使ってはいけないというルールは，国際社会では共通の認識になっています。ものの形や姿には作った人の工夫や新しい考え，また，芸術性が込められているのです。作った人の努力に敬意を表さなくてはなりません。何の努力もしないで，こっそり盗んではいけないのです。

さて，本はどうでしょうか。本もまた，「ある特定の人や団体が作り出したものや，特定の人を考えを形にしたもの」といえますね。ですから，本も，もともと書いた人に無断で使ってはいけないのです。私たちはそれなりの正当な料金を支払って本を買い求め，それを，調査や研究または読書に利用することになります。その料金の一部が印税として書いた人の手元に届けられ，そのお金で書いた人は生計を立てて，次の新たな創作活動に向かうのです。

ところで，図書館はどうでしょうか。もちろん，図書館もお金を払って本を買い入れます。ところが，その本を不特定多数の人が利用するということに問題が出てきます。著作者から言えば，「ちゃんとお金を払って本を買って読んで下さい」ということになるのです。たとえば，自分の本を1万人の人が買ってくれたら1万人×印税が自分の手元に入ります。ところが，図書館から1万回貸し出されてしまうと，購入した図書館の数×印税ですから，ほんのわずかのお金しか手元に入りません。図書館の活動が盛んになると，著作者は生活の糧^{かて}を失うことになるのです。

図書館を利用してたくさんの人に自分の本を知ってもらいたい。しかし，図書館を利用

して自分の本が読まれてしまうと、買ってくれる人がいなくなる。アンビバレンツ^{にりつはいはん}、二律背反です。

この問題を解決するために、日本図書館協会と著作者団体等の会合が年に数回持たれています。「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」といいます。図書館は利用者の一人一人に便宜を図りたいと考えており、著作者団体は著作者の生活を守りたいと考えているのですから、かなり激しい話し合いが繰り返されています。まさしく、攻防です。

図書館で本を読む行為にたいしては、問題はありません。図書館はそのことによって地域住民の知的欲求に答える機関だということはよく分かっています。著作者たちもそうした恩恵^{おんけい}に預かってきたのです。

問題はコピーです。日本の著作権法は1970年に制定されました。今から約40年前には、コピー機というものがこれほど普及するとは誰も思っていませんでした。

かつては機械によるコピーは認められていませんでした。その後、図書館職員がコピーすることという条件付きで、一つの著作物にたいして、半分以上ならコピーしてもよいことになりました。その後、コイン式のコピー機が出現し、時代の流れに沿って、利用者がコピーできるようになりました。ただし、あくまでも図書館職員の管理^{もと}の下に行うとなっています。楽譜、地図、レシピ、百科事典の項目などたくさんの約束事があって、コンビニなどでコピーをするのに比べれば、窮^{きゆうくつ}屈な思いがします。

しかし、ここで、もう一度思い出して下さい。ある特定の人や団体が作り出したものや、特定の人を考えを形にしたものを、他の人は無断で使ってはいけないのです。安易にコピーが繰り返されると、著作者は生活の糧を失うことにつながるのです。

利用者の皆様には不便だと感じさせてしまうかもしれませんが、奄美図書館は、著作権法と関係団体の話し合いとを尊重し、利用者のご期待に応えとともに、日本の出版文化を支えていきたいと考えているところです。

今日は、著作権についてお話ししました。

けんりつあまみとしよかん
県立奄美図書館でした。